

○播磨町上下水道運営委員会設置要綱

平成30年3月9日企業管理要綱第6号

改正

令和4年2月17日企業管理要綱第1号

播磨町上下水道運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 上下水道事業の円滑な運営を図るため、播磨町上下水道運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 水道料金に関する事。
- (2) 下水道使用料に関する事。
- (3) 下水道事業受益者負担金に関する事。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 使用者の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長とする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月17日企業管理要綱第1号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。